

佐賀県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年八月二日から平成二十三年九月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道三八五号	神埼市千代田町迎島字七本松二五七七番地先から	神埼市千代田町迎島字二本杉一五三八番地先まで	前	一七・四	一、三四三・七
			後	三五・九	
	神埼市千代田町迎島字七本松二五七七番地先から	神埼市千代田町迎島字二本杉一五三八番地先まで	前	一七・四	一、三四三・六
			後	三六・〇	
神埼市神埼町田道ケ里字田五本松一九九二番一地先から	神埼市神埼町田道ケ里字田五本松一八六五番二地先まで	前	四・五	五四四・九	
		後	七・六		
神埼市神埼町田道ケ里字田五本松一九九二番一地先から	神埼市神埼町田道ケ里字田五本松一八六五番二地先まで	前	四・六	五四八・九	
		後	一五・二		